



# 生活道路 における

# 法定速度

# 60km/h → 30km/hへ

# 引き下げ

※道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度がこれまでの60km/hから**30km/h**に引き下げられます。

※ここでいう「生活道路」とは、地域住民の日常生活に利用されるような、**中央線や中央分離帯などがない道路**のことです。

👉今すぐチェック!



兵庫県警HP

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jptra>

法定速度  
30km/h



中央線がない

指定速度  
40km/h



指定速度  
30km/h



中央線がない

指定速度  
50km/h



篠山警察署